

個人情報保護条例、情報公開条例等の概要について

【条例制定等の背景】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報保護関連三法が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に統合され、同法が地方公共団体にも適用されることに伴い、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）を廃止し、「**個人情報の保護等に関する条例**」を新たに制定するとともに、**関係条例の改正等を行うもの**。

1 個人情報の保護等に関する条例（令和5年4月1日施行）（※ 個人情報の保護に関する法律の施行日）

（1）制定の趣旨

個人情報の保護に関する法律の実施に関し必要な事項を定めるとともに、死者に関する情報の保護が重要であることに鑑み、死者に関する情報の取扱い等に関し必要な事項を定めるもの。

（2）条例の概要

- 死者に関する情報を開示請求等の対象とすること。
- 開示決定の期限について、現行制度を維持すること。
- 開示請求に係る手数料を定めること。（行政文書1件当たり300円の定額（国の手数料と同額））
- 行政機関等匿名加工情報手数料を定めること。（政令に定める額と同額）
- 個人情報保護ファイル登録簿について定めること。

法定の個人情報保護ファイル簿の対象とならないものであっても、現行条例の個人情報取扱事務登録簿の対象としているもの（1,000個未満の個人情報等）については、県独自に「個人情報保護ファイル登録簿」を作成し、公表すること。

2 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）の一部を改正する条例（施行日：同上）

- 開示請求に係る手数料及び開示の実施に係る手数料を定めること。
開示に係る費用について、個人情報の保護等に関する条例との整合から、行政文書1件当たり300円の定額（国の手数料と同額）とし、写し等の交付に係る実費がこれを超える場合、当該越える額を開示の実施に係る手数料として徴収すること。

3 情報公開・個人情報保護等審査会条例（施行日：同上）

- 情報公開審査会、個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会を統合し、情報公開・個人情報保護等審査会を設置すること。

【参考】 開示請求に係る費用の手数料化に当たっての留意事項

- 非開示決定や存否応答拒否など、開示の実施が行われない場合も開示請求に係る手数料（開示請求手数料：行政文書1件※当たり300円）をいただきます。
- 情報公開制度における開示の実施に係る手数料（開示実施手数料）は、300円に達するまでは無料、300円を超える場合は、その超える額をいただきます。
- 請求する行政文書の件数によっては、手数料が高額となる可能性があります。

※ 請求の対象が複数の行政文書の場合、件数＝当該行政文書が保存されている簿冊等の数となります。

【請求件数 ≠ 行政文書の件数】

○比較	現行制度	改正後
個人情報保護制度	閲覧の場合は無料	閲覧の場合も含めて、開示請求手数料として一律300円を徴収
	行政文書の写し等の交付の場合は、実費相当額を徴収（A4文書1枚10円、CD-R1枚80円）	開示実施手数料は徴収しない
情報公開制度	個人情報と同一	次の手数料の合算額を徴収 ・開示請求手数料 300円（一律） ・開示実施手数料 行政文書等の写し等の交付に要する実費相当額。 ただし、当該実費相当額が300円未満の場合は無料とし、300円を超える場合は、当該超える額